平成２２年（フ）第１２６号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字午新田下蔵41番地５
債務者　林　十三男
１　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０号
群馬県沼田市下川田町4110番地１
債務者　塩野喜八郎
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
函館市港町２丁目７番２―309号
債務者　濱坂　正子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
函館市美原２丁目10番５号
債務者　林　千恵子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５号
函館市深堀町31番11―404号
債務者　石本　裕太
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７号
函館市日ノ浜町168番地６
債務者　伊勢　柾幸
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
函館市美原５丁目12番６号
債務者　菊地　英美
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５０号
宮城県石巻市鹿妻南５丁目１番13号
債務者　杉山　君恵
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
山形市香澄町３丁目８番38―602号　ターミナルプラザ、前住所山形市緑町４丁目25番11号　アップルハウス緑町Ｂ―103号
債務者　斎藤　友紀
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３号
山形県寒河江市末広町３番36号
債務者　関野　雅子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１５号
山形市鈴川町３丁目９番15号
債務者　木村　ルミ
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２０号
山形市飯塚町1191番地　Ｂ―304小松方、住民票上の住所山形市大字沼木944番地の13
債務者　樋口　成一
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３号
山形県東根市柏原３丁目２番14―２号　羽入団地西23
債務者　加藤　佳博
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３４号
山形市双月町２丁目６番41号　ＹＳハイムＢ101号
債務者　二瓶　知子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３６号
山形県上山市金生西１丁目10番13号　サンフラワー101号
債務者　金王　　瞳
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３７号
山形県上山市旭町２丁目５番６号
債務者　菅野　利美
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４３号
山形県上山市矢来４丁目11番43―33号
債務者　江波　良子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２０号
愛知県豊田市朝日町４丁目20番地　鈴木アパート１階１号
債務者　簗瀬　正義
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係